

徳島市まちづくり人材表彰実施要領

1 表彰の目的

この表彰は、徳島市の地域課題解決のために、まちづくり団体の新設、まちづくり事業の創設又はその他優れたまちづくり活動を行う者を表彰することで、市民が取り組むまちづくり活動の更なる推進と認知度の向上を目的とする。

2 表彰の対象

(1) 徳島市まちづくりリーダー

徳島市の地域課題解決を目的として、徳島市内において各種活動を主体的に実践する者（以下、「徳島市まちづくり人材」という。）のうち、徳島市内において活動するまちづくり団体等を新設した者、徳島市の地域課題解決に資するまちづくり事業等を創設した者又はその他優れたまちづくり活動を実践した者。

(2) 徳島市まちづくりサポーター

徳島市まちづくり人材のうち、徳島市まちづくりリーダーの活動に協力し、まちづくり活動に参画した者。

3 表彰の種類

最優秀賞及び優秀賞

4 表彰候補者の推薦

推薦にあたっては、推薦書に必要事項を記載し、本市に提出するものとする。

5 表彰者の決定

(1) 表彰者は、徳島市まちづくり人材表彰候補検討委員会（以下、「委員会」という。）の意見を踏まえて、市長が決定するものとする。

(2) 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

6 評価の基準

評価にあたっては、次の各号に掲げる観点により判断する。

(1) 取組の成果

徳島市の地域課題解決に資する取組であるか。

(2) 持続可能性

取組が継続的に実施されているか。今後、取組の発展が見込まれるか。

(3) 影響力

メディアへの掲載など、市民のまちづくり活動認知度向上に貢献しているか。

7 調査の実施

市長は必要に応じ、表彰候補者、推薦者及びその他の関係者に対し、聞き取り調査又は現地調査を実施し、活動内容の確認を行うことができる。

8 表彰の取消

市長は、次の各号のいずれかに該当すると場合は、表彰の取消を行うことができる。

- (1) 表彰制度の趣旨を逸脱するような不正行為を行ったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により、表彰を受けたと認められるとき。
- (3) その他表彰を取り消すべき事由があると認められるとき。

9 その他

その他この表彰制度に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和8年1月8日から施行する。